



鳥取県公報

平成14年 8月23日(金)
号外第122号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(91)(林政課).....	1
告 示	林業改善資金貸付基準の一部改正(451)(林政課).....	3

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 林業生産高度化資金のうち、被害森林整備資金を廃止することとした。(第11条、別表関係)
- 2 林業生産高度化資金に木材安定供給促進資金を加えるとともに、その貸付限度額等を定めることとした。(別表関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第91号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。)を削る。

改 正 後

(事業の完了等)

第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付け後3月以内(福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金にあっては9月以内)に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 略

別表(第4条、第5条関係)

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
1 林業生産高度化資金 (1) 略	略	略	
(2) 略	略	略	略
(3) 略	略	略	略
(4) 木材安定供給促進資金 知事が定める基準に基づき、森林所有者等(森林法(昭和26年法律第249号)第10条の7に規定する森林所有者等をいう。)が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間において木材の供給に関する取決めに締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金	立木の取得に要する費用の100分の80に相当する額	5年以内	1年以内
(5)~(8) 略	略	略	略
2 新林業部門導入資金 知事が定める基準に基づき、新たな林業部門の	略	略	略

改 正 前

(事業の完了等)

第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付け後3月以内(福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、~~被害森林整備資金~~、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金にあっては9月以内)に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 略

別表(第4条、第5条関係)

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
1 林業生産高度化資金 (1) 略	略	略	
(2) 被害森林整備資金 知事が定める基準に基づき、病害虫、火災、気象上の原因による災害その他の災害により損害を受けた森林の整備を行うための作業路を開設し、若しくは改良し、又は当該森林における被害木等の伐採、搬出若しくは防除を行うのに必要な資金	森林の整備の実施(当該森林の整備を実施するための作業路の開設又は改良を含む。)に係る森林1ヘクタールにつき120万円	5年以内	
(3) 略	略	略	略
(4) 略	略	略	略
(5)~(8) 略	略	略	略
2 新林業部門導入資金 知事が定める基準に基づき、新たな林業部門の	略	略	略

<p>経営を開始する場合（森林施業の方法の導入にあっては、その導入する森林施業の方法が森林法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢に15年を加えた林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業に該当する場合に限る。）において、当該経営に必要な調査を行い、作業路を開設し、若しくは改良し、又は機械、施設若しくは資材を購入し、若しくは設置するのに必要な資金</p>						<p>経営を開始する場合（森林施業の方法の導入にあっては、その導入する森林施業の方法が森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第2項第2号の標準伐期齢に15年を加えた林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業に該当する場合に限る。）において、当該経営に必要な調査を行い、作業路を開設し、若しくは改良し、又は機械、施設若しくは資材を購入し、若しくは設置するのに必要な資金</p>
3及び4 略	略	略	略	略	略	3及び4 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第451号

林業改善資金貸付基準（昭和51年鳥取県告示第609号）の一部を次のように改正する。

平成14年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
第1 林業生産高度化資金					第1 林業生産高度化資金				
資金の種類	貸付内容	貸付けの相手	貸付申請の時期	貸付決定の時期	資金の種類	貸付内容	貸付けの相手	貸付申請の時期	貸付決定の時期
1 団地間伐促進資金	略	個人である森林所有者若しくはその協業体、素材生産業者（法人にあっては、資本の額又は出資の総額が	略	略	1 団地間伐促進資金	略	個人である森林所有者若しくはその協業体、素材生産業者（法人にあっては、資本の額又は出資の総額が	略	略

		<p>1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。) 素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社(資本の額又は出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。) 造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合</p>			<p>1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。) 素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社(資本の額又は出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。) 造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合</p>		
<p>2 略</p>				<p>2 被 害森 林整 備資 金 おおむね2ヘクタール以上の面積の森林整備を要する林分(林齢が主として21年生以上であるもの)の能率的な整備(病害虫等による被害木の伐採又は搬出の場合にあつては、当該被害木について所要の防除処理を行うものに限る。)をまとめて実施するために必要な費用のうち、次に掲げる費用 (1) 森林整備のための作業路の開設又は改良に必要な費用 (2) 作業現場から山元土場までの被害木等の伐採若しくは搬出に必要な費用(伐採造材用機械・施設、架線集材機、トラクタ、林内作業車、運搬用自動車等の使用料(機械・施設の償却費、整備費及び燃料費をいう。)) 作業労賃及び被害木の防除処理に必要な費用</p>	<p>個人である森林所有者若しくはその協業体、個人である素材生産業者、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業を営む会社(資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。) 造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合</p>	<p>5月 6月 、 8、 9 月又 月又 は12 は1 月 月</p>	
<p>2 略</p>				<p>3 略</p>			

3 施 業受 委託 促進 資金	<p>(1) 施業が適切に実施されていない森林を対象として必要な施業の実施を内容とした施業の委託に係る委託料の支払に必要な費用</p> <p>(2) 継続的な巡視等による森林の状況の把握、これに基づく専門的見地からの委託者への施業の実施に関する助言等を内容とした立木の管理の委託に係る委託料の支払に必要な費用</p>	<p>個人である森林所有者若しくはその協業体、生産森林組合又は森林経営を営む会社</p>	5月 、8 月又 は12 月	6月 、9 月又 は1 月	4 施 業受 委託 促進 資金	<p>(1) 施業が適切に実施されていない森林を対象として必要な施業の実施を内容とした施業の委託に係る委託料の支払に必要な費用</p> <p>(2) 継続的な巡視等による森林の状況の把握、これに基づく専門的見地からの委託者への施業の実施に関する助言等を内容とした立木の管理の委託に係る委託料の支払に必要な費用</p>	<p>個人である森林所有者若しくはその協業体、生産森林組合又は森林経営を営む会社</p>	5月 、8 月又 は12 月	6月 、9 月又 は1 月
4 木 材安 定供 給促 進資 金	<p>木材製造業を営む者又はその組織する団体(以下「木材製造業者等」という。)との間において木材の供給に関する取決め(期間が3年以上5年以内であるもの)であり、かつ、当該取決めに基づき供給される木材の量が木材製造業者等の経営規模に見合った量(1年当たり1,000立方メートル以上に限る。)であるものに限る。以下同じ。)を締結して木材の生産を行う場合において、当該取決めの締結に先立ち、必要な立木量を確保するために行う立木(自らが権原に基づき管理をしている立木と併せて効率的な伐採を行うことが可能なものに限る。)の取得に必要な費用</p>	<p>個人である森林所有者、個人である森林経営者、個人である森林所有者の協業体、素材生産業者、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社、造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合</p>	5月 、8 月又 は12 月	6月 、9 月又 は1 月	5 技 術導 入資 金	(1)~(13) 略	<p>個人である森林所有者若しくはその協業体、個人である素材生産業者、個人である種苗生産業者、若しくはそれらの組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業を営む会社(資本の</p>	略	略

	<p>額又は出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。以下同じ。)造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合</p>		<p>又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合</p>
<p>6 ~ 8 略</p>	<p>6 ~ 8 略</p>		